

情報

三島出身のプロサッカー選手と現役Jリーガーがやって来る！
松永祥兵選手サッカーイベント参加者募集

時 令和2年1月5日(日)午前8時45分～11時45分

※雨天決行

場 南二日町グラウンド

内 インドネシアプロリーグで活躍中の松永選手と特別ゲストによるサッカーイベント、講話、写真撮影、サイン会を行います。また、参加者から使用しなくなったサッカーグッズを集め、インドネシアの恵まれない子どもたちに寄付します。

講 松永祥兵選手 (PSIS SEMARANG 所属)、特別ゲストとして現役Jリーグ選手

参加費 無料※使用しなくなったサッカーグッズ(練習着、スパイク、シューズなど)を持参して下さい。

対 市内在住の小学4～6年生

定 20人

持 着替え、防寒具、飲み物、ボール(あれば)

申・問 12月16日(月)までに電話、FAX、またはメールにて【基本事項】と、所属のある場合はチーム名を

商工観光課 ☎ 983・2766

FAX 983・2754

✉ syoukou@city.mishima.shizuoka.jp

【その他】 荒天時は午前9時30分～11時30分生涯学習センター講義室で、講話、写真撮影、サイン会を実施。



▲松永祥兵選手(写真右)は2011年からインドネシアスーパーリーグでプレーし、2018年に日本インドネシア国交樹立60周年の親善大使に就任。サッカー以外にも両国の友好がより一段と深まるよう活動しています。

情報

令和元年度実施
三島市職員採用試験【C日程】

■募集職種および採用予定人数

一般事務(障がいのある人): 2人
社会福祉士または精神保健福祉士: 1人
水道技術職: 1人

■受験資格

一般事務(障がいのある人): ※昭和54年4月2日以降に生まれた人で、①、②の両方を満たす人
①大学卒業以上(令和2年3月卒業見込み含む)、または短期大学卒業以上(令和2年3月卒業見込み含む)、または高校卒業以上(令和2年3月卒業見込み含む)
②身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者福祉手帳の交付を受けている人
社会福祉士・精神保健福祉士: 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人、または令和2年3月までに資格取得見込みの人
水道技術職: 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、

①、②の両方を満たす人
①普通自動車運転免許所持者(見込み含む、AT限定は除く) ②採用後、30分以内で通勤可能な圏域に居住できる人

■第1次試験

試験予定日…12月22日(日)
ところ…市役所本館
申込み…11月15日(金)～12月6日(金)に人事課(市役所本館2階)へ持参(土、日を除く)※郵送の場合は、11月15日(金)～12月4日(水)(消印有効)までに人事課 ☎ 411・8666 北田町4・47
※試験案内は市役所玄関受付などで配布
※市ホームページからダウンロードも可
問 人事課

☎ 983・2617



◀採用試験の最新情報は市ホームページをご確認ください

三島市 採用試験 検索



申込時の【基本事項】 ①事業名②郵便番号・住所③電話番号④参加者全員の氏名(ふりがな)、人数、年齢、⑤返信用あて名(往復はがきの場合)

情報

住み慣れた地域で、自立した生活を送る
すべての人が、暮らしやすい街へ

■ 12月3日(火)～9日(月)は障害者週間です

障がいのない人の障害者福祉についての理解と関心を深め、障がいのある人が社会に積極的に参加する意欲を高めることを目的として「障害者基本法」により定められています。この機会に、家庭、地域、学校、職場などで障害者福祉について語りあい、考えてみませんか。

■ 障害者週間啓発イベント 親子で福祉体験

時11月30日(土)午前10時～11時30分

場大社町別館1階防災研修室

☑市福祉応援大使めんぼーくんと一緒に車いす乗車などの福祉体験

☑市内在住の小学1～4年生とその保護者

定10組程度※応募多数時抽選

用・問11月26日(火)までに直接または電話で障がい福祉課 ☎ 983・2612 

■ 障がい者施設利用者作品展

時12月3日(火)～9日(月)

場市役所本館玄関ロビー

■ さまざまな取り組み

ヘルプマーク 内部障害や人工関節、難聴、難病など外見からはわからなくても、援助や配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプカード 障がいのある人が緊急時や災害時などに周囲へ「支援」を求めするためのカードです。カードには必要な支援、障がい名や病名、緊急連絡先などを記入できます。

※ヘルプマーク・カードは障がい福祉課窓口で配布(無償)

問障がい福祉課 ☎ 983・2612、☎ 983・2691



情報

地域防災の日に建築物などの耐震化の検討を！
大切な家族の命を守るため建物の耐震化に補助制度をご利用ください

■ わが家の専門家診断事業 (無料)

☑昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

☑専門家が無料で耐震診断を実施

■ 木造住宅補強計画策定事業 (無料)

☑昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で高齢者世帯等が居住する住宅

☑専門家が無料で耐震診断から補強計画の策定までを実施

■ 既存建築物耐震診断事業 (補強計画策定)

☑昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

☑事業に要する経費【上限15万4,000円(わが家の専門家診断事業を実施した場合は14万4,000円)】を補助

■ 木造住宅耐震補強助成事業

☑昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

☑事業に要する経費(上限:一般世帯50万円、高齢者世帯70万円)を補助

※住宅の耐震補強のPRに協力する住宅は補助金の額を30万円上乘せ

■ ブロック塀等耐震改修促進事業

撤去事業としてブロック塀、石塀などの撤去費用の一部を補助。また、改善事業として地域防災計画で設定されている緊急輸送路、避難路または避難地等に面するブロック塀などを安全なものに改善する経費の一部を補助。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
撤去事業	撤去費用と、撤去対象1m当たり9,000円を乗じて得た額の、いずれか少ない額【※1】	【※1】の1/2以内	1敷地 18万円
改善事業	改善費用と、撤去対象1m当たり38,400円を乗じて得た額の、いずれか少ない額【※2】	【※2】の1/2以内	1敷地 25万円

～補助制度の注意点～

- ▶ 事前申請が必要(工事着工後の申請は不可)
- ▶ 各事業に補助限度額あり

問建築住宅課 ☎ 983・2644

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用(記載なしは無料)・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み(記載なしは不要)・問問合せ